

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

国会

-----

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

-----

法律第 40/2013/QH13 号

ハノイ、2013 年 11 月 22 日

### 消防法の一部条項の修正・補足法

ベトナム社会主義共和国の憲法に基づき、

国会は消防法第 27/2001/QH10 号の一部条項を修正・補足する法律を公布する。

#### 第 1 条.

消防法の一部条項を修正・補足する。

1. 第 3 条 3 項と 6 項を以下のとおり修正・補足する。

“3. 施設とは、製造販売所、公共施設、事務所、アパート及び政府によって定められた一覧表に該当する独立した施設のことである。

“6. 施設の消防隊は、当該施設において火災の予防と消防の任務を与えられた者から構成され、専任或いは非専任として活動を行う組織である。

2. 第 5 条 3 項の修正・補足及び、同条 3 項に 3a 項と 3b 項を下記の通り補足する。

“3. 機関又は組織の最高責任者は、自身の任務及び権限の範囲において下記の責任を有する。

a) 消防に関する知識を宣伝、普及させる。全国民が参加する消防の運動を構築する。法律に基づいて消防隊の構成とその活動を維持する。

b) 自身の権限において消防に関する規定や措置を制定する。

c) 消防に関する規定を遵守し、そのコンプライアンスの検査・監視を行う。

d) 消防活動に必要な経費を確保し、その経費の目的通りに運用する。消防の手段や用具を整備し維持する。消火のための環境を整備する。消火方法の提案及びその訓練を実施する。消防訓練の事務を実施するための環境を確保する。消火の実施を指導し、火災による悪影響を改善する。

d) 法律規定に従うその他の消防に関する任務を遂行する。

3a. 世帯主は下記の責任を有する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

- a) 家族全員が消防に関する法律の規定を守るよう注意し、意識する。
- b) 災害や爆発の危機の検知を常に行い、タイムリーに対応する。
- c) 消防安全の環境確保について各機関、組織及び世帯と連携する。可燃性や爆発性の物質を厳格に管理し、安全に使用する。

3b. 個人は下記の責任を有する。

- a) 権限を有する者または機関の消防に関する規定、規則、要求事項を遵守する。
- b) 消防に関する法律を遵守し、また消防上の必要な知識を熟知する。一般的な消防の用具や手段の取扱い方を理解する。
- c) 火元や熱源、発火性や発熱性のある設備や器具の使用及び可燃物の使用・保管における消防安全を確保する。
- d) 火災を引き起こす直接的な危険及び消防安全規定に違反する行為を防止する。
- d) 本法に挙げる個人の責任に関する規定を遵守する。

3. 下記のとおり、第6条の2項を修正・補足し、同条2項に2a項を補足する。

“2. 各機関、組織、世帯は、消防に関する知識と技術の宣伝及び普及のための実施指導について責任を有する。

2a. 教育訓練に関わる国家管理機関は、自身の任務及び権限の範囲において、学校及びその他教育施設の各課程と専攻に応じて、消防に関する知識や技術をカリキュラム及び課外活動の内容に取り込むことについて規定する責任を有する。

4. 下記のとおり第8条を修正・補足する。

#### “第8条. 消防に関する基準、技術基準の制定と適用

- 1. 消防活動は国家技術基準に準拠すること。
- 2. 国家権限機関は、消防規定について公安省と合意した上で技術基準を制定する。
- 3. 権限を有する機関、組織は、公安省と合意した上で消防に関する国家基準及び自家基準を策定し公表する。
- 4. ベトナム国の消防に適用される基準
  - a) 消防に適用される国家基準は強制力を持つ。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

- b) 消防基準は消防に関する国家技術基準に合致しなければならない。
  - c) 適用される基準システムの整合性及び実現可能性を確保しなければならない。
5. 消防に関する外国基準及び国際基準は、次の場合においてベトナムに適用される。
- a) ベトナムが加盟している国際条約に規定される外国基準及び国際基準
  - b) ベトナム基準より高い条件の規定、ベトナムの実際の条件に合致、かつ公安省が書面で承認した消防安全に関する外国基準及び国際基準
6. 基準や技術基準が設定されていない消防に関する条件については、消防に関する国家管理機関の案内に基づいて実施する。
5. 下記のとおり第9条を修正・補足する。

#### “第9条. 火災爆発保険

国は、機関、組織及び個人の火災爆発保険への加入を奨励する。火災・爆発リスクがある施設は、当該施設の財産に対する火災・爆発保険への加入が義務付けられる。

政府は、火災・爆発の危険性がある施設のリスト、火災爆発保険の条件と保険料体系、最低保険料を規定し公表する。

6. 下記のとおり第9条に第9a条を補足する。

#### “第9a条. 消防サービス業

1. 消防サービス業は条件付の事業であり、下記のサービスである。
- a) 設計コンサルタント、鑑定コンサルタント、監理業務；技術的検査・検定のコンサルタント；消防システムの工事と据付；消防分野の技術移転に関するコンサルタント；消防の用具や設備の製造・組立の業務
  - b) 消防業務の訓練及び指導の業務
  - c) 消防の手段、設備、資材の販売
2. 消防サービス業は下記の条件にすべて適合しなければならない。
- a) 消防サービス業を行う事業所のトップ（最高責任者）及び法的代表者は、事業内容にふさわしい資格証明書を持つこと。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

b) 事業活動のために、施設、設備、手段及び諸条件の整備を確保できること。

3. 政府は本条の細則を定める。

7. 下記のとおり第 10 条を修正・補足する。

#### “第 10 条. 消火に参加する者に対する制度と政策

消火に参加する者は物質的報酬制度を受けることができる。死亡、傷害、健康被害、財産的被害を受けた場合は法律規定による政策や制度を受けることができる。

8. 下記の通り、第 13 条の 3 項、5 項、6 項、7 項、8 項を修正補足し、同条の 4 項に 4a 項を補足し、同条の 5 項に 5a 項を補足する。

3. 消防を悪用して人命及び健康に害を与える、及び国家、機関、組織、個人の財産を害する行為。

“4a. 火災警報が可能な環境が整っているが火災警報が機能しない、または火災警報の遅延行為。

5. 火災性・爆発性の危険物を違法に製造、貯蔵、輸送、使用、販売をする行為。

5a. 可燃性・爆発性の物質及び製品を違法に人混みに運搬する行為。

6. 火災・爆発の危険性のある施設、高層ビル、ショッピングセンターの消防設備の設計が未承認のまま建設工事を行う；火災・爆発の危険性のある施設及び消防安全環境が整っていない高層ビル、ショッピングセンターを検査し、使用する行為。

7. 消防の用具、設備、警戒標識、案内看板の無断使用、破壊、破損、任意に移動して隠す行為；避難口を妨げる行為。

8. その他消防に関する法律の規定に違反する行為。

9. 下記のとおり第 17 条 2 項を修正・補足する。

“2. 村、集落、村落、山村、散村、丁目（以下、「村」という）は、消防の規定、規則、電気、火、可燃性や爆発性物質の取扱上の規定事項を設けること。また、実際の状況に応じて火災予防対策を講じ、消防のための対応策、人力、手段、道路、水源を整備しなければならない。

10. 下記のとおり第 18 条 2 項を修正・補足する。

“2. 消防安全保障上の特定条件が求められる新規製造や改造された交通機関は、設計が承認されかつ消防について検査された場合のみ、登録検査局により技術安全・環境保護の検査証が発行される。

政府は、消防安全保障上の特定条件が求められる交通機関の車種を定める。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

11. 下記のとおり第 19 条 1 項に 1a 項を補足し、同条の 2 項と 4 項を修正・補足する。

“1a. 各級の人民委員会、森林所有者は、森林火災の危険警告レベルに応じた火災予防策を実施する必要がある。

2. 森林開発の計画やプロジェクトを策定する際に、森林の種類毎に消防対策を講じること。

“4. 機関、組織、世帯及び個人は、森林または林縁で活動を行う場合、消防に関する法律の規定を遵守しなければならない。

12. 第 21 条は以下のとおり修正・補足する。

### “第 21 条. 工業団地、輸出加工区、ハイテクパークの火災予防

1. 工業団地、輸出加工区、ハイテクパークは、区域全体の消防対策案を講じ、消防の技術的インフラシステムを構築し、運用する。また、消防対策案に相応しい消防の人力及び手段を組織する。

2. 工業団地、輸出加工区、ハイテクパークにおいて事業活動を行う事業所は、自社の消防対策案を講じ、消防チームを構成する。

3. 政府は本条の細則を定める。

13. 下記のとおり、第 22 条のタイトルを修正・補足し、同条の 2 項、3 項、4 項の内容を修正・補足する。

### “第 22 条. 火災・爆発の危険性がある石油製品、可燃性ガス、化学物質及び火災・爆発の危険性があるその他の資材、製品の採掘、加工、製造、輸送、販売、使用、保管上の火災予防

“2. 石油製品、可燃性ガス、火災・爆発の危険性のある化学物質の保管倉庫、輸送システム、及び石油製品、可燃性ガス、火災・爆発の危険性のある化学物質の加工施設は、火災性・爆発性のある危険ガスや蒸気の濃度を警告・処理するシステムを整備しなければならない。また、貯蔵タンク、設備、配管の漏れ、破裂の防止保護措置を講じること。

3. 石油製品、可燃性ガス、火災・爆発の危険性のある化学物質を販売する事業所は、隣接する施設に対する消防安全を確保し、また消防安全規定を遵守しなければならない。

4. 火災・爆発の危険性のある資材や製品の製造、販売、供給、輸送の事業活動を行う組織、個人は、消防安全上のすべての条件を満たし、仕様に関する情報を製品のラベルに表示し、ベトナム語表記の消防安全説明書を整備しなければならない。

14. 下記のとおり第 23 条を修正・補足する。

### “第 23 条. 高層建築物、水上建築物、地下建築物、トンネル、鉱物採掘トンネル、鉄骨屋根の建物の火災予防

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

1. 高層建築物は、延焼防止、煙の被害防止、火災による有毒煙やガスの拡大防止の対策が講じられること。火災発生時に人や財産を安全に避難させることができる環境を確保し、火災自動検知器を整備し、自己消火が可能な消火システム及び手段を整備する必要がある。また、耐火性の建築材料を使用し、可燃性のインテリア資材や防音材、断熱材を使用しないこと。
2. 火災・爆発の危険性のある水上建築物は、延焼対応策を講じ、自己消火の方法、人力、手段を確保すること。
3. 地下建築物、トンネル、鉱物採掘トンネルは、可燃性ガスや有毒ガスを検知できる装置が整備されること。また、換気装置及び安全に避難できる環境を整備し、人と財産を救出するための人力及び手段を安全に展開できる環境が整備されること。
4. 可燃性・爆発性のある物品の製造所や保管倉庫として使用される面積の大きい鉄鋼製屋根の建物は、火災発生時の延焼防止と破損の対策が講じられること。
15. 下記のとおり第 24 条 1 項を修正・補修する。

“1. 発電所及び送電線網には火災事故の即応策が講じられる。

16. 下記のとおり第 24 条に第 24a 条を補足する。

#### “第 24a 条. 原子力施設の火災予防

1. 原子力施設に対する火災予防事務は、下記の条件を満たさなければならない。
  - a) 原子力施設に対する消防安全に関する規格や基準に合致した消防システムが整備されること。
  - b) 原子力施設に従事する者は、担当業務の性質に相応しい消防業務の訓練と養成を受けること。
  - c) 専門の消防隊はそれぞれの施設の特徴に応じた適正な装備を用いること。
  - d) 消防安全保障上のその他の条件。
2. 政府は、原子力施設に対する消火、救援、救助の対策の詳細を定める。

17. 下記のとおり第 25 条の 1 項を修正・補足する。

“1. 市場やショッピングセンターには、営業用電気システムとバックアップ用・消防用電気システムを区分けし、消防安全上の要求事項に対応できるよう事業内容を検討して家族経営を配置する。規定に合致した避難口を設け、火災発生時の避難と製品搬出の対策を講じる。また、活動内容の規模や性質に相応しい火災検知装置、消火設備、延焼防止策を設けること。可燃性・爆発性のある物品を販売する事業主は、局所的消火器や消火手段を整備すること。

18. 下記のとおり第 26 条を修正・補足する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

## “第 26 条. 空港、港湾、内陸水路ポート、駅、バスステーションの火災予防

空港、港湾、船着場、駅、バスステーションには、消防安全に関する規格、基準に合致した消防設備等が整備され、また火災発生時の避難及び交通機関、物品、物資の搬出の対応策が講じられること。

19. 下記のとおり第 27 条に第 27a 条を補足する。

## “第 27a 条. 武器、爆発材及び補助道具の製造所と保管倉庫の火災・爆発の防止

武器、爆発材及び補助道具の製造所と保管倉庫は、火災・爆発防止安全を保障しなければならない。また、安全帯を設け、近隣の住宅地と建築物との安全距離を確保すること。

20. 下記のとおり第 31 条を修正・補足する。

## “第 31 条. 消火対策の策定とその訓練

1. 消防安全保障上の特定条件が求められる村の人民委員会、施設の長、森林所有者、交通機関の所有者は、自己の管理範囲において、村、施設、森林、交通機関に対する現場の機関（手段）や人力を使った消火対策の策定について責任を有する。

2. 火災・爆発の可能性が高い村、施設、住宅地の村の人民委員会、施設の長、住宅地の長は、公安省のガイドラインに基づいて、管轄する施設や住宅地における消火対策の策定とその訓練について消防警察機関と連携する責任を有する。

3. 消防警察機関は、消防警察機関及び複数の機関、組織、地方の部隊及び設備を調達する必要がある火災・爆発の可能性の高い施設及び住宅地の消火対応策の策定について責任を有する。

4. 消火対策案は権限機関により承認を受けなければならない。また、消火対策案に示す部隊及び設備は訓練を十分に受けなければならない。

5. 公安大臣は、火災・爆発の可能性の高い施設と住宅地の承認、及び消火対応策の訓練実施期日を定める裁量権を持つ。

21. 以下のとおり第 32 条を修正・補足する。

## “第 32 条. 消防通報

警報または電話で火災を通報する。

全国の消防通報用電話番号を 114 に統一する。情報通信手段は消防のために優先される。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

22. 下記のとおり第 33 条 4 項の次に 4a 項を補足する。

“4a. 隣接地域の人民委員会は、要請を受けて消防の救援部隊を組織し、連携する。

23. 下記のとおり第 37 条 1 項を修正・補足する。

“1. 火災発生時に、現場において消防警察署の最も高い役職の者が消防の指揮を執る。

24. 以下のとおり第 43 条 3 項を修正・補足する。

“3. 専門消防隊

25. 以下のとおり第 44 条を修正・補足する。

**“第 44 条. 人民防衛隊、施設消防隊及び専門消防隊の設置と管理**

1. 各集落に人民防衛隊を設置する。人民防衛隊は村の人民委員会が設置及び管理する。

2. 各施設に施設消防隊を設置する。この施設消防隊は当該機関、組織の長が設置及び管理する。

3. 専門消防隊は、施設の特種活動の要請に対応する施設の消防隊であり、当該施設の長が設置及び管理する。

下記の施設において専門消防隊を設置しなければならない。

a) 原子力施設

b) 空港、港湾

c) 石油、可燃性ガスの採掘施設

d) 石炭採掘施設

d) 武器と爆発材料の製造所と保管倉庫

e) その他公安大臣が定める施設

4. 人民防衛隊、施設消防隊及び専門消防隊の設立決定は、その決定機関が当該地方を管轄する消防警察機関に送付しなければならない。

26. 下記のとおり第 46 条を修正・補足する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

**“第 46 条. 人民防衛隊、施設消防隊、専門消防隊に対する訓練、養成、指示、検査、業務指導、移動及びそれらに対する制度と政策**

1. 人民防衛隊、施設消防隊、専門消防隊は、消防業務の訓練と養成を受け；消防警察機関から専門業務に関する指示、検査、指導を受ける。また、権限機関からの命令で消防活動に急行する。
  2. 人民防衛隊、施設消防隊、専門消防隊は、業務の訓練と養成を受ける期間、及び消防に直接参加した際に該当する制度と政策を享受できる。
  3. 非専任の人民防衛隊及び施設消防隊のリーダー、サブリーダーは手当を受けることができる。
  4. 政府は本条の 2 項と 3 項の細則を定める。
27. 以下のとおり第 46 条の次に第 46a 条を補足する。

**“第 46a 条. 消防ボランティア**

1. 村の人民委員会、施設の長、消防警察部隊の長は、各組織、個人がボランティアとして消防に参加することを奨励し、良好な環境を作る責任を有する。
  2. 消防ボランティアは、人民防衛隊または施設消防隊に組み込まれる。
28. 下記のとおり第 47 条 1 項を修正・補足する。

“1. 消防警察は人民公安部隊に属する武装部隊の一部であり、中央から地方まで一貫した組織で管理される。

29. 以下のとおり第 48 条を修正・補修する。

**“第 48 条. 消防警察部隊の機能及び任務**

1. 与えられた任務と権限の範囲において、消防に関する法律法規の制定及び実施指導について、国家の権限機関に提案し、助言する。
2. 法律の広報、普及活動を実施し；全国民の消防活動への参加運動について指導し；また消防に関する知識及び業務の訓練、養成を実施する。
3. 火災予防の諸対策を実施し、消防設備の設計を審査、承認、検査し；いつでも効果的な消火を行う。
4. 消防部隊の構築、および消防用設備、手段の装備と管理。
5. 消防分野の研究を行い、科学技術の成果を活用する。また、消防上厳格な条件が求められる機関、設備、物品の検査、技術的検定を規定に従って行い、適合の場合は認定する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

6. 消防に関する法律の違反行為を検査、精査し、それを処分する。また、規定に従って可燃性・爆発性の危険物運搬の許可証を発給する。

7. 刑事捜査組織法に従って捜査活動を行う。

8. その他の法律に従って任務を遂行する。

30. 以下のとおり第 55 条 2 項を修正・補足する。

“2. 国は、消防警察部隊、国家機関、事業団体、武装部隊及びその他国家予算の対象となる団体に消防用の予算を付ける。

各級の人民委員会の支出項目に消防事務の項目を設けること。

31. 以下のとおり第 56 条 2 項を修正・補足する。

“2. 国は、消防用のツールや設備の製造、組立を行う組織、個人に対し税制優遇措置を設ける。

32. 以下のとおり第 57 条 3 項と 7 項を修正・補足する。

“3. 消防に関する知識の広報、教育、普及を行い、全国民の消防活動への参加運動を構築する。

“7. 建設案件の消防における審査、承認及びその設計と検査を行う。また、規定に従って、消防上厳格な条件が求められる機関、設備、物品の検査、技術的検定を行い、適合の場合は認定する。

33. 以下のとおり第 63 条の次に第 63a 条を補足する。

**“第 63a 条. 消防法第 27/2001/QH10 号の発効以前に運用されている消防条件に満たない施設の処分**

各省及び中央直轄市の人民評議会は、管轄地方における消防条件に満たないが消防法第 27/2001/QH10 号発効以前に運用されている施設の処分について規定する。住宅地や人が集まる場所に所在する火災・爆発の危険性のある石油製品、可燃性ガス、化学物質の加工工場やその保管倉庫について、移転計画の立案、または安全な距離を確保すること。

## 第 2 条.

1. 第 3 条 9 項を廃止する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください。

2. 消防法第 27/2001/QH10 号の第 31 条 1 項、同法第 37 条の 2 項 b) に挙げる「村落、丁目」の表現と同法第 50 条のタイトル削除、同法第 37 条の 2 項 b) に挙げる「村落、丁目の長」の表現の削除、また同法第 37 条の 2 項 d) に挙げる「村落の長」の表現を削除する。

### 第 3 条.

1. 本法は 2014 年 7 月 1 日より発効する。
2. 政府は、本法の定めのない項目についての詳細を定める。

本法は、2013 年 11 月 22 日付のベトナム社会主義共和国の第 13 期国会第 6 回会議にて可決された。

国会議長

**Nguyen Sinh Hung**

(署名済み)